平成２８年（フ）第２５３号
静岡県富士宮市穂波町11番地の８　レオパレス宮103号室、前住所静岡県富士市本町４番６号フジスカイビル５階
債務者　田邊　広巳
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２０４号
京都府相楽郡精華町光台７丁目１番地７
債務者　箱井　供子（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
京都市山科区西野楳本町48番地４　３Ｆ
債務者　㐂山廣行こと　趙　　廣行
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
京都市右京区京北周山町西丁田１番地
債務者　針谷いみ子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県神崎郡市川町屋形440番地
債務者　高橋　照雄
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘１丁目１番30号（302号室）
債務者　仲井　亜企（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
鳥取県倉吉市八屋262番地１　上野荘２号（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安77番地１町住１－７号）
債務者　山田　和代（旧姓谷東）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第６９８号
広島市佐伯区皆賀４丁目19―53―201、住民票上の住所広島県東広島市志和町別府1342番地２
債務者　天野　利江
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５号
広島市東区矢賀４丁目４－16―904、住民票上の住所広島県呉市音戸町波多見６丁目15番22号
債務者　向井由紀子（旧姓原・池田）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５号
福岡市南区若久５丁目３番１号
債務者　結田　孝治
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５０号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目74番地２　県営ウッドタウン伊集院９号
債務者　松元　正樹
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５号
秋田県大館市有浦４丁目１番５号ハイツ有浦２－Ａ号室、前住所秋田県大館市御成町４丁目１番21号佐藤アパート
債務者　長崎　ユキ
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第９号
茨城県牛久市城中町1691番地
債務者　晝田　保子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
茨城県龍ケ崎市7599番地１　コーポタケウチＡ棟３号室
債務者　名島　真一
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
茨城県龍ケ崎市691番地　小橋住宅６号棟
債務者　小菅　　薫（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
山梨県甲府市上石田１丁目14番６号　コーポ保坂105号、前住所山梨県甲斐市團子新居613番地５
債務者　大柴　宏仁
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係